

集団的自衛権に係る憲法解釈の構造

憲法第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

自衛権については、憲法に規定なし

戦争の放棄、武力による威嚇及び武力行使の禁止(第1項)
戦力の不保持、交戦権の否認(第2項)

昭和34年砂川事件最高裁判所判決

我が国の存立を全うするために必要な「自衛のための措置」は、国家固有の権能である(自衛権を認めた判決)。

憲法第9条全体の解釈

昭和47年参議院決算委員会提出資料

他国への武力攻撃の阻止をその内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されない。

昭和56年答弁書

集団的自衛権の行使は、必要最小限度の範囲を超えるものであって、憲法上許されない。

必要最小限度

「自衛の措置」は、急迫、不正の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

安全保障環境の変化

パワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器、弾道ミサイル、国際テロなどの脅威が我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になった。

この憲法解釈は、従来、一貫している。

平成26年「限定容認論」(自民党高村副総裁)

我が国の存立を全うするための集団的自衛権は、必要最小限度を満たす。

自衛の措置としての武力の行使の「新三要件」

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。
 - ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと。
 - ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。
- ※特に緊急の必要がある場合を除き、事前の国会承認が必要である。